



特定口座の機能拡充

制度調査部

齋藤 純

2005 年度税制改正の個別項目

【要約】

2005 年度税制改正に関しては、通常国会で審議が行われており、成立に向けて大詰め審議を迎えている(改正地方税法は既に成立)。

2005 年度税制改正では、特定口座の機能が拡充されている。これまで税務上考慮されなかった発行会社の倒産等による株式に係る損失について、特定口座から特定管理口座に移管することなどを条件に、譲渡による損失とみなすこととするなどの改正が行われている。

2005 年度税制改正については、次の通り、通常国会に改正法案が提出されている。「地方税法等の一部を改正する法律案」は、3月18日に可決・成立した(公布は3月25日)。

所得税法等の一部を改正する法律案(国会提出日：2月4日)¹

地方税法等の一部を改正する法律案(国会提出日：2月8日)²

2005 年度税制改正における主な改正点及び改正が見送られた点としては、以下のような項目がある。

《2005 年度与党税制改正のポイント》

定率減税の縮減
タンス株の特定口座への預入れに関する新制度の創設
特定口座内の倒産企業株式に係る減失損のみなし譲渡損化
金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税)
エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2 課税)の廃止
債務免除益に対する課税の特例
人材投資(教育訓練)促進税制の創設
非居住者・外国法人の投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化
住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加
退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長
大幅な株式分割及びくり直しに伴う印紙税の特例の延長
約束手形 CP の印紙税に係る軽減措置の廃止

[見送られた項目]

金融所得課税の一体化の推進
環境税の導入
酒税の抜本的見直し
自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の 1.2 倍 1.5 倍)

本稿では、上記の改正項目のうち、特定口座に関連する見直しを取り上げて解説する。

¹ 財務省のウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/houan/162/houan.htm>)で閲覧できる。

² 総務省のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/t_an.html)で閲覧できる。

特定口座に関する主な改正点

1. 特定口座で保管されている株式の無価値化に伴うみなし譲渡損の特例

これまでは、株式の発行会社の倒産等により株式が無価値化した場合でも、発行会社の倒産等による損失は税務上考慮されることはなく、そのため、株式の譲渡益と通算することもできなかった³。改正後は、特定口座で管理されている上場株式等については、発行会社の倒産等による株式の損失を株式等の譲渡損失とみなし、その損失の一定額を株式等の譲渡益から控除できることとなる。

改正税法では、「特定管理株式」を対象に、発行会社の解散(合併による解散を除く)等により株式の価値を喪失し損失が生じた場合には、株式等の譲渡損失が生じたこととみなすこととしている(改正租税特別措置法第37条の10の2)⁴。つまり、改正税法では、次のような事実の置き換えを行うことにより、発行会社の倒産等による損失を株式等の譲渡損失とみなしているわけである。

- 「特定管理株式の発行会社が解散し、その清算が終了したこと(その他これに類する事実として政令で定めるもの)」 「特定管理株式を譲渡したこと」
- 「特定管理株式の価値を失ったことによる損失として政令で定める金額」 「特定管理株式の譲渡により生じた損失の金額」

ここでいう「特定管理株式」とは、特定口座で管理されている上場株式等のうち、発行会社の倒産等により「上場株式等」の要件を満たさなくなったため、新たに開設される「特定管理口座」で管理されることとなる株式をいう。開設される特定管理口座は、上場株式等に該当しなくなった株式を保管していた特定口座を開設する証券会社等に設けなければならず、上場株式等に該当しなくなった日から継続して特定管理株式の保管の委託を行っていないなければならない。

特定管理株式は、特定口座から特定管理口座に移管することとされているため、特定管理株式と同一銘柄を一般口座で保有していても、一般口座から特定管理口座に移管することはできない。

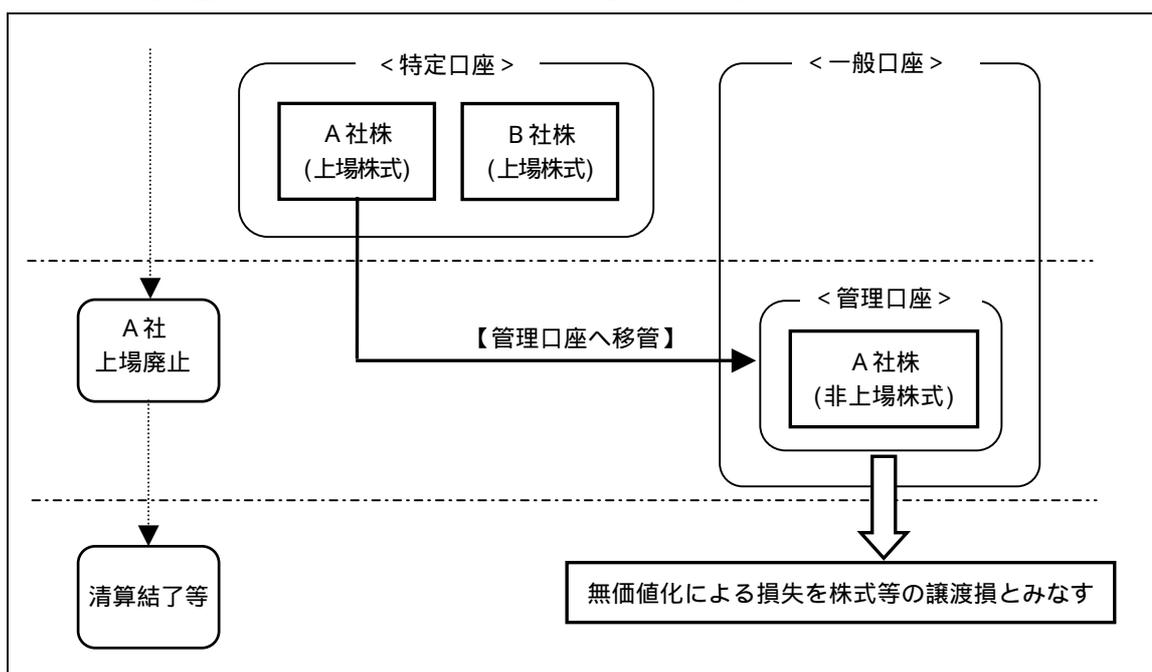
なお、この特定管理株式に関するみなし譲渡損失の取扱いの適用を受けるためには、特定管理株式の発行会社の解散に伴う清算が終了した日の属する年の確定申告書に適用を受ける旨の記載をし、損失の計算に関する明細書等の必要書類を添付しなければならない。

2005年4月1日以後に、特定口座で管理されている上場株式等が、発行会社の倒産等により上場株式等に該当しなくなった場合に適用される。なお、この取扱いは、特定口座で管理されている上場株式等に限定したものであり、非上場株式や、特定口座に入れていない上場株式は対象とならない。

³ 上場株式の発行会社が倒産した場合、上場廃止前に売却できればその損失は譲渡損として扱われ、株式等の譲渡益と損益通算できる。

⁴ 株式の無価値化による損失が株式の譲渡損とみなされるには、最終的に、発行会社が解散等にまで至ることが条件となっており、上場廃止となっただけではこの特例の適用対象とはならない。従って、2004年12月に上場廃止となった西武鉄道株のようなケースは、この特例の対象とはならない。

図表 1 特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例



(出所)政府税制調査会資料

2. 株券貸借取引に係る返還株券等の特定口座への預入れ

特定口座への上場株式等の預入れは、購入後すぐに預け入れる場合をはじめ、一定のケースに限られている。2005年度税制改正では、新たに、株券貸借取引から返還される株券についても特定口座への預入れが可能になる。

これまで特定口座への預入れが認められていたのは、以下の場合である(租税特別措置法第37条の11の4、租税特別措置法施行令第25条の10の2)。

- 特定口座を開設している証券会社への買付けの委託等により取得した上場株式等、又は証券業者から取得した上場株式等を、取得後直ちに特定口座に預け入れる場合
- 他の証券会社の特定口座から、保管振替機構を通じて上場株式等を移管する場合
- 特定口座を開設している証券会社を通じて募集により上場株式等を取得する場合
- 特定口座の特定信用取引勘定で買い付けた上場株式等を現引きする場合(証券会社の口座から現引きした投資家の特定保管勘定への振替により受け入れられるものに限る)
- 相続・遺贈または贈与により取得した上場株式等を、贈与者又は被相続人等の特定口座(相続等口座)から、贈与等により上場株式等を取得した者の特定口座(相続等口座が開設されている証券会社以外の証券会社に開設されている特定口座を含む)に移管する場合
- 特定口座内の上場株式等の株式分割や株式併合により上場株式等を取得した場合
- 一定の合併、会社分割又は株式交換・移転により、特定口座内の上場株式等に対し、合併法人株式、分割承継法人株式又は完全親会社株式が割り当てられる場合
- 特定口座内の新株予約権又は新株の引受権の行使により上場株式等を取得した場合
- その証券会社の一般口座で取引していた上場株式等償還特約付社債(いわゆるEB)の償還により上場株式等を取得した場合
- その証券会社の一般口座で取引していた有価証券オプション取引(上場個別株オプション取

引)の権利行使等により上場株式等を取得した場合
 出国口座⁵で保管されていた上場株式等を、帰国後に再び開設した特定口座に移管する場合

2005 年度税制改正では、上記のケースに加え、特定口座で保管されている株券を、株券貸借取引により特定口座を開設している証券会社に貸し付けた(=特定口座から引き出した)場合で、貸付期間後に返還される株券(貸し付けた株券と同一銘柄の株券)を特定口座に預け入れることも可能になる。

貸付期間の終了に伴い返還される株券の特定口座への預入れは、2005 年 4 月 1 日以後に貸し付ける上場株式等(特定口座で管理されているもの)について適用される。

3. タンス株の特定口座への預入れ

投資家が自分の手元で保管している上場株式等(いわゆるタンス株)の特定口座への預入期限は、2004 年 12 月末で一旦終了した。ただし、2005 年度税制改正により、タンス株の特定口座への預入れの特例は、一部見直され、2005 年 4 月から再開される

2005 年 4 月以降は、みなし取得費⁶での特定口座への預入れを廃止、実際の取得日及び実際の取得価額に限定して特定口座への預入れが可能となる⁷。新しいタンス株の特例は、2005 年 4 月 1 日から 2009 年 5 月 31 日まで適用される。

図表 2 タンス株の特定口座への預入れの改正

	旧特例	新特例
預け入れる株券の特定口座での取得価額	実際の取得価額 or みなし取得費	実際の取得価額
適用時期	~2004 年 12 月末	2005 年 4 月 ~ 2009 年 5 月

特定口座には、取得価額管理機能、譲渡損益計算機能、納税代行機能といった納税手続き上のメリットがあるが、特定口座に預けずに投資家自身が保管する場合、これらのメリットを受けることができず、投資家自身で確定申告を行わなければならなくなる。現在でもタンス株のまま保有している投資家がいることなどから、預入期限の延長が要望されていたものである。

⁵ 納税者の出国に伴い、納税者が出国前に開設していた特定口座で保管されていた上場株式等のすべてについて保管の委託を行うこととなる口座。

⁶ 2001 年 10 月 1 日の終値の 80%相当額のこと。これまでタンス株を特定口座に預け入れる場合、実際の取得価額で特定口座に入れることは当然可能であったが、実際の取得価額が不明な場合には、みなし取得費で特定口座に入れることも可能であった。

⁷ タンス株の特定口座への預入れに関してみなし取得費の利用が制限された背景には、破綻した企業の株式を利用した租税回避的取引が、一部で横行したことがあるとされている。

4 . 特定口座取扱者の範囲の拡大

特定口座の取扱者として、新たに、日本郵政公社が加えられる。日本郵政公社による特定口座の設定は、2005年10月1日から可能となる。

この取扱いは、2004年の臨時国会で、日本郵政公社に投資信託の販売を解禁する法律⁸が成立し、2005年10月から投資信託の販売が可能となったことに関するものである。

⁸ 「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」が、2004年12月3日に成立した。